長　崎　県　建　設　工　事

施　工　管　理　基　準

平成２７年４月

長 崎 県 土 木 部

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第６節　基礎工	4－6－2基礎盛砂工	盛砂均し		出－　107
	4－6－3洗掘防止工	アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット、ゴムマット		出－　107
	4－6－4基礎捨石工	基礎捨石（均しを行わない面）		出－　107
		捨石本均し		出－　108
		捨石荒均し		出－　108
	4－6－6基礎ブロック工	基礎ブロック製作		出－　108
	4－6－6基礎ブロック工	基礎ブロック据付		出－　109
第７節　本体工（ケーソン式）	4－7－2ケーソン製作工			出－　109
	4－7－3ケーソン進水据付工			出－　110
	4－7－4中詰工	砂・石材中詰		出－　110
		コンクリート中詰、プレパックドコンクリート中詰		出－　111
	4－7－5蓋コンクリート工			出－　111
	4－7－6蓋ブロック工	蓋ブロック製作		出－　111
		蓋ブロック据付		出－　112
第８節　本体工（ブロック式）	4－8－2本体ブロック製作工			出－　112
	4－8－3本体ブロック据付工			出－　112
	4－8－4中詰工		第8編4－7－4中詰工	
	4－8－5蓋コンクリート工		第8編4－7－5蓋コンクリート工	
	4－8－6蓋ブロック工		第8編4－7－6蓋ブロック工	
第９節　本体工（場所打式）	4－9－2場所打コンクリート工	防波堤		出－　113
		岸壁		出－　113
第10節　本体工（捨石・捨ブロック式）	4－10－2洗掘防止工		第8編4－6－3洗掘防止工	
	4－10－3本体捨石工		第8編4－6－4基礎捨石工	
	4－10－4捨ブロック工	捨ブロック製作		出－　113
		捨ブロック据付		出－　114
	4－10－5場所打コンクリート工			出－　114
第11節　本体工（鋼矢板式）	4－11－2鋼矢板工	先行掘削		出－　114
		鋼矢板、鋼管矢板		出－　115
	4－11－3控工	先行掘削	第8編4－11－12－1鋼矢板工（先行掘削）	
		控鋼矢板		出－　115
		控鋼杭		出－　116
		プレキャストコンクリート控壁		出－　116
		場所打コンクリート控壁		出－　116
		腹起		出－　117
		タイ材（タイロッド取付）		出－　117
		タイ材（タイワイヤー取付）		出－　117
第12節　本体工（コンクリート矢板式）	4－12－2コンクリート矢板工			出－　118
	4－12－3控工		第8編4－11－3控工	
第13節　本体工（鋼杭式）	4－13－2鋼杭工	鋼杭		出－　118
第14節　本体工（コンクリート杭式）	4－14－2コンクリート杭工	コンクリート杭		出－　118
第15節　被覆・根固工	4－15－2被覆石工	被覆均し		出－　119
	4－15－4被覆ブロック工	被覆ブロック製作		出－　119
		被覆ブロック据付		出－　119
	4－15－5根固ブロック工	根固ブロック製作		出－　120
		根固ブロック据付		出－　120
第16節　上部工	4－16－2上部コンクリート工	防波堤		出－　120
		岸壁		出－　120
		桟橋		出－　120
	4－16－3上部ブロック工	上部ブロック製作		出－　121
	4－16－3上部ブロック工	上部ブロック据付	第8編4－16-2上部コンクリート工（防波堤）（岸壁）（桟橋）	
第17節　付属工	4－17－2係船柱工			出－　121
	4－17－3係船環工			出－　121
	4－17－4防舷材工			出－　121
	4－17－5車止め・縁金物工			出－　122
	4－17－6防食工	電気防食		出－　122
		FRPモルタル被覆		出－　122
		ペトロラタム被覆、コンクリート被覆、防食塗装		出－　122
第18節　消波工	4－18－2洗掘防止工		第8編4－6－3洗掘防止工	
	4－18－3消波ブロック工	消波ブロック製作		出－　122
		消波ブロック据付		出－　123
第19節　裏込・裏埋工	4－19－2裏込工	裏込均し		出－　123
		吸出し防止材		出－　123
	4－19－3裏埋材	裏埋材		出－　123
	4－19－4裏埋土工	土砂掘削、土砂盛土		出－　124
第20節　埋立工	4－20－3固化工		第8編4－5－9固化工	
	4－20－4埋立工	ポンプ土取、グラブ土取、ガット土取	第8編4－3－1浚渫工	
	4－20－8埋立土工	土砂掘削、土砂盛土	第8編4－19－4　裏埋土工（土砂掘削）（土砂盛土）	

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第21節　陸上地盤改良工	4－21－2圧密・排水工		一般土木の規程を適用する	
	4－21－3締固工		一般土木の規程を適用する	
	4－21－4固化工		一般土木の規程を適用する	
第23節　舗装工	4－23－3コンクリート舗装工	下層路盤		出－　124
		上層路盤		出－　124
		コンクリート舗装版		出－　124
	4－23－4　アスファルト舗装工	下層路盤		出－　124
		上層路盤		出－　125
		基層		出－　125
第23節　舗装工	4－23－4　アスファルト舗装工	表層		出－　125
第24節　維持補修工	4－24－2維持塗装工	係船柱塗装、車止塗装、縁金物塗装		出－　125
	4－24－3防食工		第8編4－17－6防食工	
第25節　構造物撤去工	4－25－2取壊し工			出－　125
	4－25－3撤去工	水中コンクリート撤去		出－　126
		鋼矢板等切断撤去、鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去		出－　126
		腹起・タイ材撤去、ケーソン撤去、ブロック撤去		出－　126
		舗装版撤去		出－　126
		石材撤去		出－　126
第26節　仮設工	4－26－2仮設鋼矢板工		第8編4－11－2鋼矢板工第8編4－13－2鋼杭工	出－　127
	4－26－3仮設鋼管杭・鋼管矢板工	先行掘削	第8編4－11－2－1鋼矢板工(先行掘削)(任意仮設は除く)	
		仮設鋼管杭・鋼管矢板	第8編4－11－2鋼矢板工第8編4－13－2鋼杭工(任意仮設は除く)	
第27節　雑工	4－27－2　現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接		出－　128
		被覆溶接(水中)、スタッド溶接(水中)		出－　128
	4－27－3現場鋼材切断工	陸上現場切断		出－　128
		水中切断		出－　128
	4－27－4その他雑工	清掃		出－　128
		削孔		出－　128

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	15 被覆・根固工	2	2	被覆石工 （被覆石均し）	天端面	±500	音響測深機、レッド又はレベル等で測定 測線及び測点間隔は10m以下 測定単位　10cm		
						岸壁前面の天端 及び天端肩から1mの法面	±100			
						法面	±500 （法面に直角） (±300) （法面に直角）	音響測深機、レッド又はレベル等で測定 測点間隔は10m以下とし、3点以上を測定 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上を測定 異形ﾌﾞﾛｯｸの据付面(整積)は( )の規格値とする 測定単位　10cm		
						天端幅	＋規定しない －　200	測線間隔10m以下 測定単位　10cm		
						延長	＋規定しない －　200	天端中心上又は監督職員の指示による。 測定単位　10cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	15 被覆・根固工	4	1	被覆ブロック工 （被覆ブロック製作）	型枠形状寸法 （異形ブロック）		型枠搬入後適宜 観察		
						ブロック外観 （異形ブロック）		10個に1個以上 観察		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	15 被覆・根固工	4	2	被覆ブロック工 （被覆ブロック据付）	延長		据付完了後、法線上（最上段のみ）を測定 測定単位　10cm		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	15 被覆・根固工	5	1	根固ブロック工 （根固ブロック製作）	幅		＋20　　－10	型枠取外し後全数測定 測定単位 1cm		
						高さ		＋20　　－10			
						長さ		＋20　　－10			
						壁厚		±10			
						対角線					
7 港湾・漁港編	4 一般施工	15 被覆・根固工	5	2	根固ブロック工 （根固ブロック据付）	延長			据付完了後、法線上（最上段のみ）を測定 測定単位　10cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	16 上部工	2		上部コンクリート工 （防波堤）	天端高又は厚さ	天端幅10m以下の場合	±20	レベルにより測定 天端面は、1スパンにつき4箇所以上測定 パラペット頂部は、1スパンにつき2箇所以上測定 測定単位　1cm		(注)本体がケーソンの場合 ケーソン質量 2000t未満 ±200 2000t以上 ±300
							天端幅10mを超える場合	＋50 －20			
						天端幅	天端幅10m以下の場合	±30	1スパンにつき3箇所測定 測定単位　1cm		
							天端幅10mを超える場合	＋50 －30			
						延長		＋　規定しない －　0	法線上 測定単位　1cm		
						法線に対する出入り		±50	トランシット、スチールテープ等により測定 1スパンにつき2箇所測定 測定単位　1cm		
					上部コンクリート工 （岸壁）	天端高又は厚さ		±20	1スパンにつき3箇所測定 測定単位　1cm		
						天端幅		±20	1スパンにつき3箇所測定 測定単位　1cm		
						延長		＋ 規定しない －　0	法線上 測定単位　1cm		
						法線に対する出入り		±30	トランシット、スチールテープ等により測定 1スパンにつき2箇所測定 測定単位　1cm		
						防舷材ベッド			スパン毎測定 測定単位　1cm		
					上部コンクリート （桟橋）				上部コンクリート（岸壁）を適用する。 梁（高さ、幅）、床版厚は型枠検査による。		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	16 上部工	3	1	上部ブロック工 （上部ブロック製作）	幅	＋20 －10	型枠取外し後全数 測定単位 1cm		
						高さ	＋20 －10			
						長さ	＋20 －10			
						壁厚	±10			
7 港湾・漁港編	4 一般施工	17 付属工	2		係船柱工	天端高	曲柱　±20 直柱　±20	レベルにより測定 据付完了時、中心部、全数 測定単位　1cm		
						岸壁前面に対する出入り		トランシット、スチールテープ等により測定 据付完了時、全数 測定単位　1cm		
						中心間隔		据付完了時、各スパン毎、中心部を各基 測定単位　1cm		
						基礎コンクリート（幅）		完了時、全数、天端両端 測定単位　1cm		
						基礎コンクリート（長さ）		完了時、全数、前後面 測定単位　1cm		
						基礎コンクリート（高さ）		レベルにより測定 完了時、全数、中心点 測定単位　1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	17 付属工	3		係船環工	取付位置		取付完了時、中心部、全数 測定単位　1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	17 付属工	4		防舷材工	取付高さ		取付完了時、中心部、全数測定 測定単位　1cm		
						中心間隔		取付完了時、中心部、全数測定 測定単位　1cm		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	17 付属工	5		車止め・縁金物工	天端高		レベルにより測定 取付完了時、中心部、全数 測定単位　1cm		
						岸壁前面に対する出入り	±30	トランシット、スチールテープ等により測定 取付完了後中心部を１点測定 測定単位　1cm		
						取付間隔		上部工1スパンにつき2箇所測定 測定単位　1cm		
						塗装		目視による観察		
						警戒色（シマ模様）		完了時適宜測定		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	17 付属工	6	1	防食工 （電気防食）	取付位置		取付完了後、全数 目視（潜水士による）		
						電位測定	飽和かんこう電極基準 －770mV 海水塩化銀電極基準 －780mV 又は飽和硫酸銅電極基準 －850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎 測定単位　1mV		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	17 付属工	6	2	防食工 （ＦＲＰモルタル被覆）	取付高さ（被覆範囲）		レベル等により測定 取付完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭：全数 矢板：１打設３箇所以上		測定基準における矢板の１打設とは、コンクリートモルタルの配合１回当たりの打設を示す。
7 港湾・漁港編	4 一般施工	17 付属工	6	3	防食工 （ペトロラタム被覆）	取付高さ（被覆範囲）		レベル等により測定 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭：全数~~測~~ 矢板：監督職員の指示による		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	17 付属工	6	4	防食工 （コンクリート被覆）	高さ（被覆範囲）		レベル等により測定 取付完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭：全数 矢板：１打設３箇所以上		測定基準における矢板の１打設とは、コンクリートモルタルの配合１回当たりの打設を示す。
7 港湾・漁港編	4 一般施工	17 付属工	6	5	防食工 （防食塗装）	高さ（被覆範囲）		レベル等により測定 取付完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭：全数 矢板：５０㎡に１箇所以上		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	18 消波工	3	3	消波ブロック工 （消波ブロック製作）	型枠形状寸法 （異形ブロック）		型枠搬入後適宜 観察		
						ブロック外観 （異形ブロック）		10個に1個以上 観察		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	18 消波工	3	2	消波ブロック工 （消波ブロック据付）	延長		据付完了後、法線上（最上段のみ） 測定単位　10cm		
						天端高（層積）		適宜 測定単位　1cm		
						天端高（乱積）	+　規定しない -　ブロック高の1/3			
7 港湾・漁港編	4 一般施工	19 裏込・裏埋工	2	3	裏込工 （裏込均し）	天端面	±200 場所打下面　±50 エプロン（水叩）下面 +　0 -　100	測線及び測点間隔は10m以下 測定単位　陸上　1cm 水中　10cm		
						法面	±200（法面に直角） 均しを行わない面は±500	音響測深機、レッド又はレベルで測定 測定間隔は10m以下とし、3点以上を測定 但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上を測定。 測定単位　10cm		マット等を使用する場合を含む
						天端幅	＋　規定しない －　100	測線間隔　10m以下 測定単位　10cm		
						延長	＋　規定しない －　100	天端中心上又は監督職員の指示による。 測定単位　10cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	19 裏込・裏埋工	2	4	裏込工 （吸出し防止材）	敷設位置		始、終端及び変化する箇所毎並びに20mつき1箇所以上測定 測定単位　10cm		
						重ね幅	500以上（アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット） 300以上（合成樹脂系マット）	1枚につき2点測定 測定単位 1cm		
						延長	＋規定しない －　100	マットの中心を区間毎及び全長 測定単位　10cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	19 裏込・裏埋工	3		裏埋工 （裏埋材）	地盤高 （陸上部）	＋　100 －　0	測線間隔　20m以下 測点間隔　20m以下 測定単位　1cm		
						地盤高 （水中部）	＋　規定しない －　0	音響測深機又はレッドで測定 測線間隔　20m以下 測点間隔　20m以下 測定単位　10cm		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	19 裏込・裏埋工	4	1 2	裏埋土工 （土砂掘削） （土砂盛土）	地盤高		レベルにより測定 法肩、法尻及び中心を延長20mに1箇所以上 測定単位　1cm	一般土木の規程を適用する	
						幅		延長20mに1箇所以上 測定単位　10cm		
						法長		延長20mに1箇所以上 測定単位　10cm		
						延長		両端及び中心 測定単位　10cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	23 舗装工	3		コンクリート舗装工 （下層路盤）	高さ	±40	レベルにより測定 中心及び両端部の3点を延長20m毎に1箇所 測定単位　1cm		道路舗装は一般土木の規程を適用する。
						厚さ	+　規定しない −　45	レベルにより測定 1000㎡に1箇所 測定単位　1mm		
						幅	+　規定しない −　50	延長20m毎に1箇所 測定単位　1cm		
						延長	+　規定しない −　0	両端　2箇所 測定単位　1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	23 舗装工	3		コンクリート舗装工 （上層路盤）	厚さ	+　規定しない −　25	レベルにより測定 1000㎡に1箇所 測定単位　1mm		道路舗装は一般土木の規程を適用する。
						幅	+　規定しない −　50	延長20m毎に1箇所 測定単位　1cm		
						延長	+　規定しない −　0	両端　2箇所 測定単位　1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	23 舗装工	3		コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版）	厚さ	+　規定しない −　10	レベルにより測定 中心及び両端部の3点を延長20m毎に1箇所 測定単位　1cm		道路舗装は一般土木の規程を適用する。
						幅	+　規定しない −　25	延長20m毎に1箇所 測定単位　1mm		
						延長	+　規定しない −　0	両端　2箇所 測定単位　1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	23 舗装工	4		アスファルト舗装工 （下層路盤）	高さ	±50	レベルにより測定 中心及び両端部の3点を延長20m毎に1箇所 測定単位　1cm		道路舗装は一般土木の規程を適用する。
						厚さ	+　規定しない −　45	レベルにより測定 1000㎡に1箇所 測定単位　1mm		
						幅	+　規定しない −　50	延長20m毎に1箇所 測定単位　1cm		
						延長	+　規定しない −　0	両端　2箇所 測定単位　1cm		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	23 舗装工	4		アスファルト舗装工 （上層路盤）	厚さ	+　規定しない －　30	レベルにより測定 1000㎡に1箇所 測定単位　1cm		道路舗装は一般土木の規程を適用する。
						幅	+　規定しない －　50	延長20m毎に1箇所 測定単位　1cm		
						延長	+　規定しない －　0	両端　2箇所 測定単位　1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	23 舗装工	4		アスファルト舗装工 （基層）	厚さ	+　規定しない －　12	抜き取りコアをスチールテープ等で測定 1000㎡に1箇所 測定単位　1mm		道路舗装は一般土木の規程を適用する。
						幅	+　規定しない －　25	延長20m毎に1箇所 測定単位　1mm		
						延長	+　規定しない －　0	両端　2箇所 測定単位　1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	23 舗装工	4		アスファルト舗装工 （表層）	厚さ	+　規定しない －　9	抜き取りコアをスチールテープ等で測定 1000㎡に1箇所 測定単位　1mm	※区間長が100m未満の場合は平坦性を省略することができる。	道路舗装は一般土木の規程を適用する。
						幅	+　規定しない －　25	延長20m毎に1箇所 測定単位　1mm		
						延長	+　規定しない －　0	両端　2箇所 測定単位　1cm		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	24 維持補修工	2	1 2	維持塗装工 （係船柱塗装） （車止塗装） （縁金物塗装）	塗装箇所		塗装完了後、全数 目視（承諾された図面により確認）		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	25 構造物撤去工	2		取壊し工	外観		全数 目視による観測		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	25 構造物撤去工	3	1	撤去工 （水中コンクリート撤去）	幅、高さ、延長		トランシット、スチールテープ等により測定		
						外観		全数 潜水士による観察		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	25 構造物撤去工	3	2 8	撤去工 （鋼矢板等切断撤去） （鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去）	形状寸法		全数 測定単位　1cm		
						外観		全数 目視又は潜水士による観察		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	25 構造物撤去工	3	3 6 7	撤去工 （腹起・タイ材撤去） （ケーソン撤去） （ブロック撤去）	形状寸法		全数		
						外観		全数 目視又は潜水士による観察		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	25 構造物撤去工	3	4	撤去工 （舗装版撤去）	幅、高さ、延長		トランシット、スチールテープ等により測定		
						外観		全数 目視による観察		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	25 構造物撤去工	3	5	撤去工 （石材撤去）	幅、高さ、延長		トランシット、スチールテープ等により測定		
						外観		全数 目視又は潜水士による観察		

出来形管理基準及び規格値（港湾・漁港）

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	26 仮設工	2		仮設鋼矢板・H形鋼杭工	矢板天端高	±100	レベル等により測定 打込完了時、20枚に1枚 （H形鋼杭は全数 測定単位　1cm		
						根入長	＋　規定しない －　0	レベル等により測定 打込完了時、20枚に1枚 （H形鋼杭は全数 測定単位　10cm		

出来高管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
7 港湾・漁港編	4 一般施工	27 雑工	2		現場鋼材溶接工 （現場鋼材溶接）	形状寸法 （のど厚、脚長、溶接長等）		適宜 スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定 測定単位　1mm		
						ひずみ		全数 目視による観察		
						有害な欠陥の有無		適宜 目視による観察		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	27 雑工	2		現場鋼材溶接工 （被覆溶接（水中）） （スタッド溶接（水中））	形状寸法 （のど厚、脚長、溶接長等）		スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定 適宜 測定単位　1mm 溶接長は　1cm		
						外観		全数 潜水士による観察		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	27 雑工	3		現場鋼材切断工 （陸上現場切断）	形状寸法		全数 測定単位　1mm		
						外観		全数 目視による観察		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	27 雑工	3		現場鋼材切断工 （水中切断）	形状寸法		全数 測定単位　1mm		
						外観		全数 目視又は潜水士による観察		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	27 雑工	4	1	その他雑工 （清掃）	幅、長さ、延長		全数 測定単位　1mm		
						外観		全数 目視又は潜水士による観察		
7 港湾・漁港編	4 一般施工	27 雑工	4	2	その他雑工 （削孔）	形状寸法		全数 測定単位　1mm		
						外観		全数 目視又は潜水士による観察		

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁

【第８編　港湾漁港編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第４章　一般施工				
第３節　浚渫工	４－３－１浚渫工	グラブ浚渫・硬土盤浚渫・砕岩浚渫・バックホウ浚渫・ポンプ浚渫		写－　39
第５節　海上地盤改良工	４－５－２床堀工	グラブ床堀・硬土盤床堀・砕岩床堀・バックホウ床堀・ポンプ床堀		写－　39
	４－５－６置換工	置換材均し		写－　39
	４－５－７圧密・排水工	サンドドレーン工		写－　39
		敷砂均し		写－　39
		載荷土砂		写－　39
		ペーパードレーン工		写－　39
		グラベルマット		写－　39
		グラベルドレーン工		写－　39
	４－５－８締固工	ロッドコンパクションパイル工		写－　40
		サンドコンパクションパイル		写－　40
		盛上土砂撤去		写－　40
		敷砂均し	第８編４－３－４圧密・排水工（敷砂均し）	
第５節　海上地盤改良工	４－５－９固化工	深層混合処理		写－　40
		盛上土砂撤去	第８編４－５－８締固工（盛上土砂撤去）	
		敷砂均し	第８編４－５－７圧密・排水工（敷砂均し）	
		事前混合処理		写－　40
第６節　基礎工	４－６－２基礎盛砂工	盛砂均し		写－　40
	４－６－３洗掘防止工	アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット、ゴムマット		写－　40
	４－６－４基礎捨石工	基礎捨石工		写－　40
	４－６－６基礎ブロック工	基礎ブロック製作		写－　40
	４－６－６基礎ブロック工	ブロック据付		写－　41
第７節　本体工（ケーソン式）	４－７－２ケーソン製作工			写－　41
	４－７－３ケーソン進水据付工	ケーソン進水		写－　41
		ケーソン仮置		写－　41
		ケーソン曳航		写－　41
		ケーソン回航		写－　41
		ケーソン据付		写－　41
	４－７－４中詰工			写－　41
	４－７－５蓋コンクリート工			写－　41
	４－７－６蓋ブロック工			写－　41
第８節　本体工（ブロック式）	４－８－２本体ブロック製作工	本体ブロック製作		写－　41
	４－８－３本体ブロック据付工			写－　42
	４－８－４中詰工		第８編４－７－４中詰工	
	４－８－５蓋コンクリート工		第８編４－７－５蓋コンクリート工	
	４－８－６蓋ブロック工		第８編４－７－６蓋ブロック工	
第９節　本体工（場所打式）	４－９－２場所打コンクリート工			写－　42
第10節　本体工（捨石・捨ブロック式）	４－10－２洗掘防止工		第８編４－６－３洗掘防止工	
	４－10－３本体捨石工		第８編４－６－４基礎捨石工	
	４－10－４捨ブロック工	捨ブロック製作		写－　42
		捨ブロック据付		写－　42
	４－10－５場所打コンクリート工			写－　42
第11節　本体工（鋼矢板式）	４－11－２鋼矢板工	鋼矢板、鋼管矢板		写－　42
	４－11－３控工	先行掘削	第８編４－11－12－1鋼矢板工（先行掘削）	
		腹起		写－　42
		タイ材		写－　42
第12節　本体工（コンクリート矢板式）	４－12－２コンクリート矢板工			写－　42
	４－12－３控工		第８編４－11－３控工	
第13節　本体工（鋼杭式）	４－13－２鋼杭工	鋼杭		写－　43
第14節　本体工（コンクリート杭式）	４－14－２コンクリート杭工	コンクリート杭		写－　43

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第15節　被覆・根固工	４－15－２被覆石工	被覆均し		写－　43
	４－15－４被覆ブロック工	被覆ブロック製作		写－　43
		被覆ブロック据付		写－　43
	４－15－５根固ブロック工	根固ブロック製作		写－　43
		根固ブロック据付		写－　43
第16節　上部工	４－16－２上部コンクリート工			写－　43
	４－16－３上部ブロック工	上部ブロック製作工		写－　44
	４－16－３上部ブロック工	本体ブロック据付工	第８編４－16-２上部コンクリー	写－　44
第17節　付属工	４－17－２係船柱工			写－　44
	４－17－３係船環工			写－　44
	４－17－４防舷材工			写－　44
	４－17－５車止め・縁金物工			写－　44
	４－17－６防食工	電気防食		写－　44
		ＦＲＰモルタル被覆		写－　44
		ペトロラタム被覆、コンクリート被覆、防食塗装		写－　44
第18節　消波工	４－18－２洗掘防止工		第８編４－６－３洗掘防止工	
	４－18－３消波ブロック工	消波ブロック製作		写－　44
		消波ブロック据付		写－　45
第19節　裏込・裏埋工	４－19－２裏込工			写－　45
	４－19－３裏埋工			写－　45
	４－19－４裏埋土工			写－　45
第20節　埋立工	４－20－３固化工		第８編４－５－９固化工	
	４－20－４埋立工	ポンプ土取、グラブ土取、ガット土取	第８編４－３－１浚渫工	
	４－20－８埋立土工	土砂掘削、 土砂盛土	第８編４－19－４　裏埋土工（土砂掘削）（土砂盛土）	
第21節　陸上地盤改良工	４－21－２圧密・排水工		一般土木の規程を適用する	
	４－21－３締固工		一般土木の規程を適用する	
	４－21－４固化工		一般土木の規程を適用する	
第23節　舗装工	４－23－３コンクリート舗装工	下層路盤		写－　45
		上層路盤		写－　45
		コンクリート舗装版		写－　45
	４－23－４　アスファルト舗装工	下層路盤		写－　45
		上層路盤		写－　46
		基層		写－　46
	４－23－４　アスファルト舗装工	表層		写－　46
第25節　構造物撤去工	４－25－２取壊し工			写－　46
	４－25－３撤去工	水中コンクリート撤去 舗装版撤去 石材撤去		写－　46
		鋼矢板等切断撤去 腹起・タイ材撤去、 ケーソン撤去、 ブロック撤去 鋼矢板・Ｈ形鋼杭引抜き撤去		写－　46
第26節　仮設工	４－26－２仮設鋼矢板工		第８編４－11－２鋼矢板工第８編４－13－２鋼杭工	
	４－26－３仮設鋼管杭・鋼管矢板工	先行掘削	第８編４－11－２－1鋼矢板工（先行掘削）	
		仮設鋼管杭・鋼管矢板	第８編４－11－２鋼矢板工第８編４－13－２鋼杭工	
第27節　雑工	４－27－２　現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接		写－　46
		被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）		写－　46
	４－27－３現場鋼材切断工	現場鋼材切断		写－　46
	４－27－４その他雑工	清掃		写－　46
		削孔		写－　46

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第７編　港湾・漁港】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	摘要
7 港湾漁港編	4 一般施工	13 本体工(鋼杭式)	2	2	鋼杭工（鋼杭）	偏心量	１施工箇所に１回〔打込後〕	代表箇所各１枚	
						打込長	１施工箇所に１回〔打込前後〕		
						数量	全数量〔打込後〕		
						杭頭処理状況	１施工箇所に１回〔処理前、中、後〕		
7 港湾漁港編	4 一般施工	14 本体工（コンクリート杭式）	2	1	コンクリート杭工（コンクリート杭）	偏心量	１施工箇所に１回〔打込後〕	代表箇所各１枚	
						打込長	１施工箇所に１回〔打込前〕		
						数量	全数量〔打込後〕		
						杭頭処理状況	１施工箇所に１回〔処理前、中、後〕		
7 港湾漁港編	4 一般施工	15 被覆・根固工	2		被覆石工	出来形の確認状況（高さ、幅延長）	１施工箇所に１回〔施工後〕（40ｍ又は１施工箇所に１回〔施工後〕）	代表箇所各１枚	（　）は陸上の場合
7 港湾漁港編	4 一般施工	15 被覆・根固工	4	1	被覆ブロック工（被覆ブロック製作）		形状寸法変わる毎に１回〔完成時〕	代表箇所各１枚	
						ブロックの形状寸法			
						数量	全数量〔完成時〕		
						運搬仮置状況	全数量〔完了後〕	代表箇所各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	15 被覆・根固工	4	3	被覆ブロック工（被覆ブロック据付）	出来形の確認状況	１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	15 被覆・根固工	5	1	根固ブロック工（根固ブロック製作）	鉄筋組立	形状寸法変わる毎に１回〔完成時〕	代表箇所各１枚	
						ブロックの形状寸法			
						数量	全数量〔完成時〕		
						運搬仮置状況	全数量〔完了後〕	代表箇所各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	15 被覆・根固工	5	2	根固ブロック工（根固ブロック据付）	出来形の確認状況	１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	16 上部工	2		上部コンクリート工	幅、高さ、厚さ	40ｍ又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所各１枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第７編　港湾・漁港】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	摘要
7 港湾漁港編	4 一般施工	16 上部工	3	1	上部ブロック工 （上部ブロック製作工）	鉄筋組立	形状寸法変わる毎に１回 〔完成時〕	代表箇所 各１枚	
						ブロックの形状寸法			
						数量	全数量 〔完成時〕		
						仮置状況	全数量 〔完了時〕	代表箇所 各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	16 上部工	3	3	上部ブロック据付工	出来形の確認状況	40ｍ又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	2		係船柱工	基礎幅 取付完成状況	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	3		係船環工	取付完成状況	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	4		防舷材工	取付完成状況	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	5		車止め・縁金物工	取付完成状況	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	6		防食工 （電気防食）	陽極　電位測定装置取付完成状況	１施工箇所に１回 〔取付完了時〕	代表箇所 各１枚	
						電位測定状況	１施工箇所に１回 〔測定時〕		
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	6	2 3 4	防食工 （ＦＲＰモルタル被覆） （ペトロラタム被覆） （コンクリート被覆）	被覆防食状況	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	17 付属工	6	5	防食工 （防食塗装）	塗装状況	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 港湾漁港編	4 一般施工	18 消波工	3	1	消波ブロック工 （消波ブロック製作）	数量	全数量 〔完成時〕	代表箇所 各１枚	
						運搬仮置状況	全数量 〔完了後〕		

工事現場に掲げる標識について

工事現場に掲げる標識は、その店舗及び建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」のほか、「労災保険関係成立票」、「建退協加入者証」等、関連法令規則等に則り工事現場に掲示しなければならない。

(1) 建設業の許可票

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。標識を掲げる意義は次のとおりである。

①建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすること。

②建設工事は、工事現場が移動するとともに、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであることから、対外的にその責任主体を明確にすること。

本来、建設業法は建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約適正化等を図ることによって、適正な施工の確保、発注者の保護、建設業の健全な発展の促進等を目的に定められている。したがって、建設業者は建設業法の遵守は言うまでもないが、行政担当部局は適切に指導を行う必要がある。よって、「建設業の許可票」については、元請はもとより下請業者の許可票も掲示を指導しているところである。

法２条（定義）

３号　「建設業者」とは、建設業の許可を受けて建設業を営むものをいう。

法４０条（標識の掲示）

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

別記　様式第２９号（施工規則第２５条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm以上

建　設　業　の　許　可　票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名		専任の有無	
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号			国土交通大臣　許可（　）第　　号 知事
許可年月日			

35cm以上

(2)　労災保険関係成立票

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」に下記のように記載されている。

(建設の事業の保険関係成立の標識)

第 77 条　労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は労災保険関係成立票（様式第 25 号）を見易い場所に掲げなければならない。

様式第25号

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成○○年○○月○○日
労働保険番号	○○○○○○○○○○○○
事業の期間	平成 ○○年 ○○月 ○○日 から 平成 ○○年 ○○月 ○○日 まで
事業主の住所氏名	○○市○○区○○○○丁目○○番○○号 ○○○建設株式会社○○支店 取締役支店長　○○○○○
注文者の氏名	国土交通省九州地方整備局○○工事事務所
事業主代理人の氏名	○○○建設株式会社○○支店 所長　○○○○○

※標識の仕様：縦長さ25㎝　横長さ35㎝　文字　黒　　地色　白

(3)　建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

建退共制度に加入した事業主は、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に下記の標識（シール）を掲示する。

この工事の元請事業主は
建退共に加入しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に加入している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう

建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう

事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう　手帳の更新を忘れずに

勤労者退職金共済機構
建退共○○県支部
電話　○○○（○○○）○○○○